



平成 23 年 8 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社 プラコー
代表者名 代表取締役社長 秦 範男
(J A S D A Q ・ コード 6 3 4 7)
問合せ先 取締役 権田 和睦
電話 0 4 8 - 7 9 8 - 0 2 2 2

「継続企業の前提に関する注記」の記載解消に関するお知らせ

当社は、本日提出の「平成 24 年 3 月期第 1 四半期決算短信」において、「継続企業の前提に関する注記」の記載を解消いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

当社は、売上計上方法に係る受入検収基準の社内規定等に不備があったことに伴い、不適切な会計処理が判明したことから、平成 20 年 9 月 26 日及び平成 20 年 9 月 29 日付にて、平成 16 年 3 月期中間決算短信から平成 20 年 3 月期決算短信の訂正を提出しました。また、平成 21 年 3 月期第 1 四半期決算を期日までに提出できなかったため、平成 20 年 9 月 5 日付で当社株式は監理ポストに割当てられました。

その後、平成 21 年 3 月期決算において債務超過に陥り、当時の株式会社ジャスダック証券取引所(平成 22 年 4 月 1 日付にて大証と合併)より、売上計上方法に係る受入検収基準の社内規定等に不備があったこと及び内部監査を行う部署の未設置により内部監査を実施していなかったことが判明したことにより、当社の内部管理体制について改善の必要が高いと判断されたため、ジャスダックの規定に基づき、当社株式について、平成 21 年 3 月 7 日付にて特設注意市場銘柄の指定を受けました。

このような状況下、一部の取引金融機関との契約条項に抵触を招き、新規融資、借入金のロールオーバー、手形割引、信用状の発行など取引金融機関とのその後の取引に制約を受けることになったことから、金融取引に関して重要な不確実性が存在しておりました。

このことから当社は、平成 20 年 3 月期決算短信から平成 23 年 3 月期決算短信の間、継続企業の前提に関する注記を財務諸表に記載しておりましたが、平成 23 年 3 月期において当期純利益を計上し、また、平成 23 年 7 月 12 日大阪証券取引所より連絡を受け、平成 23 年 7 月 13 日付で特設注意市場銘柄指定及び監視区分の指定が解除になりました。

これにより、平成 24 年 3 月期第 1 四半期会計期間末以降、長期資金の調達ができ、今後も主力取引銀行の支援は継続されるものと考えておりますので、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断いたしましたので、当該注記の記載を解消しました。

以上